



これはプラ容器(プラスチック製容器包装)に該当する？

野木町でのプラ容器の分別収集は平成28年度から始まり、6年が経過して町民の皆様にもプラ容器の分別についての習慣が根付いてきたと思います。しかしながらプラ容器が分かりにくい概念であり、分別が難しいという声もよく耳にするため、今一度プラ容器について触れたいと思います。

プラ容器に該当するものは商品を購入した際に、その商品を入れている容器や、包装の中でもプラスチック製のものが該当し、原則として下記のプラマークが表示されています。(無地の容器包装または物理的にプラマークを表示できない容器包装の場合は、プラマークの表示が省略される場合があります)下記の例のようにプラマークの周囲に容器包装の部位の表示があれば、その部位がプラ容器に該当します。ない場合はプラマークの表示がされている部位そのものがプラ容器に該当します。

プラマークの表示例



ラベル

フタ

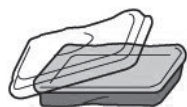


この例の場合、ラベルとフタの部位が
プラ容器に該当します。

プラ容器の例



ペットボトルの
ラベル・キャップ



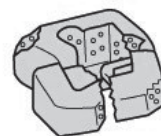
お惣菜等の容器



ビニール袋



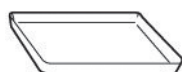
洗剤等のボトル



発泡スチロール
緩衝材



レジ袋



肉や魚等のトレイ



シャンプー等の
詰め替え容器



包装フィルム
惣菜や魚等のラップ



卵のパック

出典:経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>

(経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>を加工して作成)

プラ容器ではないもの

プラ容器に該当するものは商品購入時の容器包装なので、同じ容器や包装でも商品を購入した際に付帯するもの以外は該当しませんのでご注意ください。

タッパー、バケツ(プラ製)、ポリタンク、小物入れ等



容器ではあるが、その容器自体が製品のためプラ容器には該当しない

家庭用のラップ



包装であるが、商品として購入したラップであるためプラ容器には該当しない